徳島県DV被害者自立支援サポート事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年 法律第31号。以下、「法」という。)第1条第2項に規定する被害者(以下、「被害者」と いう。)への支援の充実を図るため、市町村及び民間団体が行う被害者の保護や自立 支援に関する専門的又は先駆的な取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で徳島県 DV被害者自立支援サポート事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、 その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」 という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる民間団体)

- 第2条 補助対象となる民間団体は、次のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 県内を主な拠点として活動している被害者の保護及び相談活動を行っている団体であること。
 - (2) 事業を開始しようとした時点(申請日)において,過去1年以上の活動実績を有していること。
 - (3) 補助金を交付することにより、現在実施している被害者支援活動が更に充実する 見込みがある団体、又は現在の支援活動を維持しつつ、新たな支援活動が展開できる 見込みがある団体であること。
 - (4) 一定の規約等を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
 - (5) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
 - (6) 政治上の主義若しくは施策、又は宗教上の教義を推進し、支持し、又はこれに反する活動を行っていないこと。

(交付の対象事業)

第3条 この要綱において対象となる事業は、徳島県DV被害者自立支援サポート事業 選考委員会設置要綱に基づき設置された選定委員会において選定された事業で、事業 内容及び補助対象者は別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率又は補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請書等)

- 第5条 規則第3条の補助金交付申請書は,様式第1号による。
- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 団体概要(様式第3号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) 団体の定款又は規約,及び役員名簿,団体の過去1年間の活動がわかる書類 (事業実績報告書,収支決算報告書等)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助 金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

- 第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は,総事業費の20パーセント を超えない金額の各経費区分の配分額の変更とする。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なものとする。

(変更の承認の申請等)

- 第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする 者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければなら ない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 理由書
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び 補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 補助事業者は、この事業の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 また、この補助による事業に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該 事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては ならないこと等、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(現地調査)

第10条 知事は必要に応じて、現地調査を行うことができるものとする。

(実績報告書等)

- 第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施報告書(様式第7号)
 - (2) 収支決算書(様式第8号)
 - (3) 参加者の要望や実施の効果等の評価がわかる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を 受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日 のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は,市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後,市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に,補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助 事業者に対し補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。
- 2 補助事業者は,前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは補助金請求書 (様式第9号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

- 第15条 規則第16条の補助金調書は、様式第10号による。
- 2 規則第16条の補助金調書及び帳簿並びに証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第16条 この補助金交付要綱に定めるもののほか,この補助金の交付等に関し必要な 事項は,知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。 徳島県DV被害者自立支援民間団体活用事業補助金交付要綱(平成22年6月25日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表1

補助対象事業名	事業内容	補助対象者
ステップハウス 等運営事業	被害者が,一時保護所退所後等において,自立 できるまでの間支援するため,被害者やその同伴 する児童等に住居を提供するなどの支援を実施する。	民間団体
心のケア・グループ ワーク事業	被害者やその同伴する児童の自立に向けたカウン セリングや心理的ケアを目的としたグループワーク を母と子の両者に対して並行し継続的に行うなど 回復に必要な支援を実施する。	民間団体
親子交流セラピー事業	危害を受ける恐れがなくなった被害者に対し、 様々な体験活動の中で、親子間のふれあいや、 被害者同士の交流・情報交換を通じて、被害者や その同伴する児童の心理的ケアを行い、更なる 自立に向けた支援を実施する。	民間団体
DV被害者自立支援 市町村広域連携等 提案事業	市町村からの提案により、DV被害者自立支援の ため、市町村が民間団体との連携等により、又は、 市町村の広域連携により、被害者の緊急避難場所 の確保や退所後の自立支援等を行う取組について 支援を実施する。	市町村
民間団体提案事業	民間団体がDV被害者の自立支援のために行う 効果的な取組に対して、支援を実施する。	民間団体

補助対象事業名	補助対象経費	補助率又は補助額
ステップハウス 等運営事業	報償費,旅費,需用費,役務費, 使用料及び賃借料,委託料	30万円を限度に知事が定 める額(千円未満切捨て)
心のケア・グループ ワーク事業	報償費,旅費,需用費,役務費, 使用料及び賃借料	30万円を限度に知事が定 める額(千円未満切捨て)
親子交流セラピー 事業	報償費,旅費,需用費,役務費, 使用料及び賃借料,賃金	30万円を限度に知事が定 める額(千円未満切捨て)
DV被害者自立支援 市町村広域連携等 提案事業	報償費,旅費,需用費,役務費, 使用料及び賃借料,委託料	30万円を限度に知事が定める額(千円未満切捨て) 但し補助金の額は当該事業に必要な経費のうちこの補助金の対象となる経費の 1/2以内とする。
民間団体提案事業	報償費,旅費,需用費,役務費, 使用料及び賃借料,賃金	30万円を限度に知事が定 める額(千円未満切捨て)

第 号 月 日

年

徳島県知事 殿

> 会人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので,徳島県補助金交付規則第3条の規定により,次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 (事業)

- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業の目的及び内容
- 4 関係書類
 - (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 団体概要(様式第3号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) 団体の定款又は規約,及び役員名簿,団体の過去1年間の活動がわかる 書類(事業実績報告書,収支決算報告書等)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 5 担当者の氏名,連絡先(個人の場合は,連絡先のみ記入ください。) 氏名 連絡先

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業実施計画書

1	補助事業名 年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 (事業)
2	事業名(具体的な事業名を記入してください)
3	事業の概要(詳細な計画書,チラシ,パンフレット等の資料があれば添付してください。)
4	事業の実施時期
5	事業の目的及び効果

ステップハウス等運営事業の場合に記入

6 開設場所(市町村名)	
7 開設時期	年 月 日から
8 受入可能世帯数	実 世帯
9 受入可能人員	実 人(同伴児童 人)
10 利用料金	
11 自立支援体制 (カウンセリングや相談支 援等)	
12 住居の状況 (間取り, 広さ, 設備等)	※ 見取り図等がありましたら添付してください。
13 安全性, 衛生面, プライバシー	
14 関係機関との連携	
15 夜間の連絡方法	

団体概要

年 月 日現在

団体の名称		
団体事務局所在地 (連絡先電話番号)	₸	
代表者氏名		
団体の概要 設立の趣旨 主たる活動分野・内容等		
団体の役員構成		
団体の会員数	年 月 日現在 人(男性 人,女性 人)	
会員の資格		
発足年月日	年 月 日(発足総会等の年月日を記入)	
年度年間予算額	円 内訳 年会費/人 円	
過去3年以内に受けた補助金 及び助成金の有無	有(補助金名等))
これまでの主な活動・研究実績 (決算書、新聞記事等の資料 があれば添付)		
団体の活動が、徳島県の DV防止等に与える効果や どんな重要性を持つかに ついて記入してください。		

様式第4号(第5条関係)

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業収支予算書

1. 収入

区分		予算額	内 訳	
①県補助金		千円		
自己負担	②小 計			
_	3合 計	千円	1)+2)	

2. 支出

区分		予算額		(円)
補助対象経費				
	補助対象経費	千円	④小計円	
補助対象外経費				
	補助対象外経費	千円	⑤小計 円	
	6合 計	千円	4+5	

注) 収入合計(③)=支出合計(⑥)とすること

経費の内訳欄で記入しきれない場合は、別紙を添付してください。

経費の積算根拠がわかるように記入してください。

委託料・使用料及び賃借料など、必要に応じて料金表や見積書などの資料を添付してください。

第 号 月 日

年

徳島県知事 殿

住 所 氏 名

> 会人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 変更(中止・廃止)承認申請書

に要する経費の配分の変更 補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので, 徳島県DV被害者 の中止(廃止)

自立支援サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を 添えて申請します。

1 補助事業名 年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 (事業)

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令男女第 号

- 3 関係書類
 - (1) 理由書
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名,連絡先(個人の場合は,連絡先のみ記入ください。) 氏名 連絡先

 第
 号

 年
 月

 日

徳島県知事 殿

住 所 氏 名 (法人にあっては,主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 (事業)

2 補助金の交付指令番号

年 月 日付け徳島県指令男女第 号

- 3 関係書類
 - (1) 事業実施報告書(様式第7号)
 - (2) 収支決算書(様式第8号)
 - (3) 参加者の要望や実施の効果等の評価がわかる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名,連絡先(個人の場合は,連絡先のみ記入ください。) 氏名 連絡先

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業実施報告書

1	補助事業名 年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業 (事業)
2	事業名(具体的な事業名を記入してください)
3	事業の目的
4	事業の内容(事業に応じて、内容・回数、日程、講師や広報等を具体的に記入してください。 チラシ、パンフレット、事業報告書等の資料があれば添付してください。)
5	事業実施による具体的な効果や成果

ステップハウス等運営事業の場合に記入

6 開設場所(市町村名)						
7 開設時期		年	月	日から		
8 利用料金						
9 自立支援体制(カウンセリングや相談等)						
10 受入人数と期間	実延べ	月月	日~ 人(同伴》 人(同伴》 日~	記 記 記 章	人)	
	_ 実 延べ		人 (同伴) 人 (同伴)	記 童	人) 人)	
	3 実 延べ (うち,		日〜 人(同伴児 人(同伴児 主民票がある	己童 己童	日 人) 人) :带数	世帯)
11 住居の状況 (間取り, 広さ等)	※ 見取	文り図等7	がありました	たら添付し	てください	N _o
12 安全性, 衛生面, プライバシー						
13 関係機関との連携						
14 夜間の連絡方法						

様式第8号(第11条関係)

年度徳島県DV被害者自立支援サポート事業収支決算書

1. 収入

区 分		金額	内 訳
①県補助金		千円	
自己負担	②小 計		
③合 計		千円	1)+2)

2. 支出

区分		金	額	内訳(単価×数量)	(円)
補助対象経費					
	補助対象経費		千円	④小計円	
補助対象外経費					
具	補助対象外経費		千円	⑤小計 円	
	6合 計		千円	4+5	

- 注1) 収入合計(③)=支出合計(⑥)とすること
- 注2) 民間団体は補助対象経費に係る支出をしたことを証明する団体あての領収書等 (コピー可)を添付すること

受理日付印

補 助 金 請 求 書

請求日 年 月 日

<u>徳 島 県 知 事 (廨 長) 殿</u>

請 求 者住 所氏 名(法人名及び代表者名)

 摘
 要

 補助事業名

 補助指令金額

 補助指令年月日

 補助指令番号

 概受領額

 今回請求額

 残額

 請求区分 1 精算 2 概算

口座振込先 金融機関名 () 店舗名 (預金種別 (1普通 2当座 9その他))
口座番号	(右づめ)
口座名義(カタカナ書き))

発行責任者及び担当者(個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。)

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年度 徳島県DV被害者自立支援サポート事業補助金調書

III		市 町 村 名(
県			歳入			歳 出					- 備 考		
補助事業名 交付決定額 補助型	六八九宁妇	5.4.3.宁姑 块的变 利 [科目	予算現額	加加克安姆	14 B 3	予算現額	うち補助金	支出済額	うち補助金	翌年度	うち補助金	1佣 右
	補助卒	件 日 丁昇現領	収入済額	科目 予算現象	了 异功⋳	相 当 額	又山府領	相当額	繰 越 額	相 当 額			
徳島県DV被害者自立支援 サポート事業 (事業)	円			H	田		Ħ	Ħ	田	Ħ	Ħ	円	

備考

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を歳出にあっては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する 市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に 区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の 「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。